

文の京都市景観賞実施要綱

21文都計第164号	平成21年5月29日	区長決定
25文都計第10199号	平成26年2月6日	改正
30文都住第168号	平成30年6月1日	改正

(目的)

第1条 この要綱は、区の区域内（以下「区内」という。）の景観を形成している建築物、門・塀等の工作物、道路、公園、橋、広告物、花壇、緑化、まち並み等（以下「建築物等」という。）及び優れた景観づくりに貢献した地域活動等を文の京都市景観賞（以下「都市景観賞」という。）として表彰することにより、区民及び事業者の景観形成に対する意識の向上を図ることを目的とする。

(実施)

第2条 都市景観賞は、原則として、毎年度1回実施し、1回の実施につき、次条各号に規定する賞をそれぞれ1点ずつ決定するものとする。

(賞の種類)

第3条 都市景観賞における賞の種類は、次のとおりとする。

- (1) 景観創造賞
- (2) ふるさと景観賞
- (3) 景観づくり活動賞
- (4) 景観広告賞

(賞の対象)

第4条 前条第1号に規定する賞は、地域のまち並みにふさわしい景観を新たに創造している建築物等を対象とする。

- 2 前条第2号に規定する賞は、区民に身近なものとして親しまれ「心のふるさと」として景観形成に貢献している建築物等を対象とする。
- 3 前条第3号に規定する賞は、美しいまちづくりに貢献している住民及び団体の活動（以下「活動」という。）を対象とする。
- 4 前条第4号に規定する賞は、周辺景観に配慮し、及び調和している優れた屋外広告物を対象とする。
- 5 第1項から第4項の規定は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により指定し、若しくは登録された文化財又は東京都文化財保護条例（昭和51年東京都条例第25号）若しくは文京区文化財保護条例（平成4年3月文京区条例第28号）の規定により指定された文化財については適用しない。

(対象者)

第5条 都市景観賞における表彰は、事業者又は優れた景観づくりに貢献した者若しくは団体及び次条の規定による応募を行った者に対し行うものとする。ただし、区長が必要と認めたときは、事業者以外の設計者、施工者又は管理者を表彰することができる。

(募集)

第6条 都市景観賞の候補となる建築物等及び活動の募集は、文京区の景観に関心のある者からの公募により行うものとする。

- 2 前項の公募は、文の京都市景観賞応募用紙（別記様式）により、別に定める募集期間内に行うものとする。

(表彰分科会)

第7条 文京区景観づくり条例施行規則(平成25年10月文京区規則第71号)第27条第1項に規定する表彰分科会(以下「表彰分科会」という。)は、6人以内の委員で組織する。

2 前項の委員は、文京区景観づくり条例(平成25年9月文京区条例第35号)第25条第1項に規定する景観づくり審議会(以下「審議会」という。)の委員で、次に掲げる者のうちから、区長が選任した者とする。

一 学識経験者 1人以内

二 区民等 5人以内

3 表彰分科会には、座長を置き、学識経験者をもって充てる。

4 座長は、表彰分科会を代表し、会務を総理する。

5 表彰分科会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 表彰分科会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(選考)

第8条 都市景観賞の選考は、1次選考及び最終選考の方法により行う。

2 1次選考の方法は、表彰分科会において、第6条の規定により公募のあった建築物等及び活動に対し、別表に定める選考基準(以下「選考基準」という。)に基づき書類審査及び現地調査を行うことによる。

3 最終選考の方法は、審議会において、前項の規定により入選の候補となった建築物等及び活動に対し、選考基準に基づき書類審査及び現地調査を行うことによる。

(表彰)

第9条 表彰は、審議会において、区長が行う。

(発表)

第10条 前条の表彰を受けた建築物等及び活動は、区報及びリーフレットで公表するとともに、一定期間展示公開するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、都市景観賞の実施に関し必要な事項は、都市計画部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

別表（第8条関係）

文の京 都市景観賞 選考基準

◎景観創造賞		◎ふるさと景観賞	
新たな都市美の創出に貢献しているもの		ふるさと文京を感じられるもの	
1	先進的なデザインにより個性豊かな都市景観の形成に貢献しているもの	1	うるおいとやすらぎのある、景観の形成に貢献しているもの
2	歴史性、文化性に配慮し良好な都市景観の形成に貢献したもの	2	文化性に優れ周辺の景観形成に貢献しているもの
3	地域の特色をデザインに生かし良好な都市景観の形成に貢献したもの	3	区民に身近なものとして親しまれ周辺の景観に重要な役割を果たしているもの
4	他の模範となるもので良好な都市景観の形成に貢献したもの	4	緑豊かなまち並み形成に貢献しているもの

◎景観づくり活動賞		◎景観広告賞	
住民及び団体の活動を通じ「文の京」の景観づくりに貢献しているもの		地域景観に調和し、人の目にやさしいもの	
1	独創性のある活動を現在まで継続的に行っているもの	1	周辺の建築物やまち並みと調和がとれているもの
2	活動内容が周辺住民の理解を得られやすく誰もが参加しやすいもの	2	形態や意匠が優れ、素材等がうまく使われているもの
3	行政、NPO、企業等、その他の活動団体との連携が図られているもの	3	受け手への配慮が十分なされているもの
4	活動の認知度や評価が高く景観づくりの普及に貢献しているもの	4	内容が簡潔で分かりやすく表現されているもの

※ここは、事務局で記入

部 門	受付番号

別記様式（第6条関係）

第一回 文の京 都市景観賞応募用紙

部 門 (○をつける)			
1 景 観 創 造 賞	名 称		
2 ふるさと景観賞	所在地	文京区	
4 景 観 広 告 賞			
3 景観づくり活動賞 (わかる範囲で)	名 称		
	連絡先	※後日、活動内容についてお問合せします。	
推薦理由			
募集を知ったきっかけ (○をつける)	1. 区報 2. シビックセンター等区の施設 3. テレビ 4. ホームページ 5. その他()		
写真添付欄			

応募者	氏 名		年齢	才
	住 所	〒	TEL FAX	